明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令（総務六四）　一
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四四一～四四四）　四
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（同四四五）　六
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（国土交通八四三）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構平成二十八年度財務諸表、日本放送協会入札、税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金設立関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○総務省令第六十四号

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十日

総務大臣　野田　聖子

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第八十七条第一項第二号の総務省令で定める事項）	［新設］
第五条の二　法第八十七条第一項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備は次の表の上欄に掲げるもの（製造された日から起算して十年以内のものに限る。）とし、同号の総務省令で定める期間は、同表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	

測定器その他の設備	期間
一　電圧電流計であって、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	二年
二　インピーダンス分析器であって、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	二年
三　絶縁抵抗計であって、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	二年
四　発振器であって、自己較正等機能を有するもの	二年